

香芝市立香芝東中学校いじめ防止基本方針

令和4年3月改訂

1. いじめの防止のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。また、すべての生徒に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2. いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3. いじめの理解

○いじめは、決して許されることのない重大な人権侵害である。

○いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせう

る。

- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、
「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている
「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。
- いじめられている生徒を守り通すとともに、いじめている生徒に対しては、毅然とした態度で指導する。
- いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域及び関係機関と日頃から連携した取組を行う。

4. いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、本方針を年度初めに教職員に周知徹底するとともに、組織的な対応を行うため中核となる「いじめ・不登校問題検討委員会」を常設する。いじめ・不登校問題検討委員会の構成員は以下の通りとする。

校長、教頭、教育相談主任、生徒指導部長、教務主任、人権教育部長各学年主任、
養護教諭、その他必要と判断される教職員

また、具体的な役割は、以下に掲げるものがある。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

5. いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。また、物事を多面的・多角的に考え、議論していく力の向上や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度などを育成するために道徳教育・人権教育の見

直しを図るとともに、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候・事象と見えるものの中にもいじめにつながる可能性があると考え、見逃さず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保ち、あわせて、年2回のアンケート調査と教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

また、アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、生徒の相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめに対する対処

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ・不登校問題検討委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ・不登校問題検討委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法23条第1項の規定違反となる。同時に、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

また、いじめ・不登校問題検討委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「少なくとも3カ月の期間程度止んでいる」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること」の2つの条件が満たされていることが原則である。この考えから、いじめが解消した場合でも引き続き、被害生徒・加害生徒を含め周りの集団を十分に観察するようにする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して

いじめの解消を判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月以上続いていることを目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市教育委員会又はいじめ・不登校問題検討委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

ただし、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6. 重大事態への対処

重大事態については、①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときである。

①については、生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

②については、「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要がある。

重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告を行い、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成２９年３月文部科学省）」に従って調査、調査結果の説明・公表、及び再発防止に向けた対応などを行う。